



みさっきービジネスプラン コンテスト2020



岬町の新しいビジネスの芽を発見し、地域活性化につなげるビジネスプランを募集します。

岬町の強みを活かした新たなビジネスを創出したい方、実践してみたい企画をお持ちの方など、お気軽にご応募ください。

入賞者特典	審査の結果、最優秀賞受賞者(1名)には10万円。優秀賞受賞者には5万円(1名)を授与します。
応募要件	公序良俗に反せず、社会性を持った以下の事業を企画する法人又は個人。グループ参加も可。(法人化を予定している場合は、その代表者となる予定の個人。町内在住は問いません。) ・事業所を岬町内に置き展開する事業 ・岬町の地域資源を活用し展開する事業 ※既存事業者による二次創業、事業開始後1年以内の事業化した事業でも可能です。
審査	岬町が任命した審査員が、「新規性・独創性」、「実現性」、「拡張性」、「熱意」などの視点から審査します。 (1) 一次審査(書類審査) 提出いただいた申込用紙で内容を審査します。 (2) 最終審査 公開で審査員に対してプレゼンテーションをしてもらいます。 (3) 審査員 株式会社池田泉州銀行・株式会社紀陽銀行・大阪泉州農業協同組合・株式会社日本政策金融公庫・岬町商工会・岬町
応募方法	参加申込書(企画書)を総務部企画地方創生課まで、メール・郵送・持参してください。 ※参加申込書(企画書)は、総務部企画地方創生課で配布するほか、岬町のホームページからダウンロードできます。
スケジュール	令和3年1月6日(水) 募集開始 令和3年1月29日(金) 募集締切(17時まで)・書類審査 令和3年2月12日(金) 最終選考者通知 令和3年2月 下旬 プレゼンテーション、最終選考会

応募先/問合せ先

岬町総務部 企画地方創生課

電話 072-492-2775 (直通)

FAX 072-492-5814

メール kikaku@town.osaka-misaki.lg.jp



R3年度「会計年度任用職員」(旧名称：臨時職員)



登録募集のお知らせ

令和3年度に岬町の本庁及び各施設で勤務していただく会計年度任用職員の登録募集を行います。
岬町指定の登録申請書(岬町役場1階案内・2階まちづくり戦略室 町長公室担当(人事担当)で直接入手、または岬町ホームページよりダウンロード)により登録を行っていただき、登録者の中から選考の上、必要な部署で勤務していただきます。

会計年度任用職員の職種等は、下記のとおりです。希望される方は登録の手続きを行ってください。

記

●登録職種

(資格免許を必要としない職種) ※ただし、技能経験を優先する場合があります

- ◆一般事務 ※ワード・エクセル操作ができる方を優先します
- ◆用務員 ◆土木作業員 ◆幼稚園バス添乗員 ◆受付業務 ◆給食調理補助員

(資格免許を優先して任用する職種) ※資格免許が無くても登録できます

- ◆学童保育指導員 保育士資格又は教員免許を有している方を優先します
- ◆支援員(旧：児童生徒等介助員) 幼、小、中教員免許を有している方を優先します

(資格免許を必要とする職種) ※資格免許が無いと登録できません

- ◆保育士 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有している方
- ◆あずかり保育士 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有している方
- ◆看護師 看護師又は准看護師免許を有している方
- ◆スクールバス運転手 大型免許取得者の方
- ◆給食搬送運転手 ①準中型運転免許5t未満限定以上を取得者の方
②もしくは普通運転免許取得者の方
- ◆学童保育等運転手 普通運転免許取得者の方
- ◆秘書運転手 普通運転免許取得者の方
- ◆介護支援専門員 介護支援専門員として都道府県に登録している方
- ◆図書司書 図書司書資格を有している方

※ 職種により短時間勤務になる場合があります。

※ 採用については、選考試験(筆記試験、面接試験又は勤務評定)により採用を行います。

但し、地方公務員法第16条により、次の①～③に該当する人は、登録できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 岬町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

※登録募集期間などは裏面に記載しています

●登録募集期間

1次登録期間：令和3年1月18日（月）から令和3年2月12日（金）まで ※土日祝は除く

2次登録期間：令和3年2月15日（月）から随時

※一次登録者を優先に雇用しますのでご注意ください。

●雇用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で必要な期間

●選考試験日（一次登録期間に登録した一般事務のみ）

①令和3年2月17日（水）18：00から筆記試験を岬町役場2階会議室にて実施いたします。

②新規加入の方は、筆記試験後に面接試験を実施いたします。

※日程の変更、場所の変更、又は定員に達せず実施しない場合のみ追って連絡いたします。

●提出先及び問合せ先

岬町役場 まちづくり戦略室 町長公室担当（人事担当）

（ダイヤルイン 492-2728）

右のQRコードから詳細が
ご覧いただけます。



会計年度任用職員とは



地方公務員法、地方自治法の改正により令和2年4月より、これまで岬町において臨時職員（アルバイト）として雇用してきた表面の職種について、新たに「会計年度任用職員」として任用することになりました。

「会計年度任用職員」は非常勤の地方公務員として位置づけられ、この制度改正によって、臨時・非常勤職員の方々についても一定の条件を満たす場合には新たな休暇、休業制度が整備され、また期末手当の支給ができることになりました。